

第 5 号議案 研修報告について

A: 2/5(月)目地補修実技研修会

幸野溝土地改良区に主催していた[]郎委員に
開催場所を提供いただき、無事に修了いたしました。
今後、当該箇所経過観察を続けていきます。



B: 2/19(月)事務研修会

毎年、熊本県多面的機能支払推進協議会が、
事業内容の変更や、
会検の指摘事項、
事務の行い方などについての説明を行う会議です。



①安全管理について

(3) 安全管理について

①事故発生の傾向と留意点

1) 多面的機能支払交付金の取り組みの拡大に伴い、共同活動中の事故件数も横ばい傾向にあります。

年度	事故発生件数	取組組員数 (参考)
H24	4	18,662
H25	8	19,018
H26	15	24,885
H27	19	28,145
H28	42	29,079
H29	46	28,290
H30	46	28,348
R1	55	26,618
R2	116	26,223
R3	161	26,258
R4	160	25,967
R5	158	-

令和5年度に発生した事故の要因



2) 令和5年度の共同活動中に発生した事故件数は(令和5年12月末時点)、全国で158件に上ります(国担当者会議資料より)。事故発生に係る傾向は以下のとおりです。

- ① 令和5年度の事故発生件数は、令和4年度からほぼ横ばいとなっている。死亡事故や意識不明の重体となった事故も発生。
- ② 事故原因別で見ると、「転倒・転落」や「草刈機等接触」によるもののほか、「飛び石」(ただし、物損事故が大半)によるものが多い。
- ③ 昨年度に引き続き、蜂刺されや物損事故も多く見受けられる。

※国の担当者会議資料より抜粋

草刈り作業中の留意点

- 防護の徹底
 - ・ 草刈機を使用する際は、ヘルメットや防護メガネ(ゴーグル)、手袋、草刈り前掛け等を着用しましょう。
- 障害物の除去等
 - ・ 事前に草刈り範囲内の空き缶や石、木片などを取り除いておきましょう。
 - ・ 除去できない木や障害物がある場合には、その周辺の草刈りはナイロンコードの装着や、鎌等による手作業を行うなど、現場状況に応じた草刈りしましょう。
- 草刈り機の点検・整備
 - ・ 刈刃のひび割れやかけ等がある場合には、新しい刈刃と交換しましょう。
 - ・ 刈刃が確実に固定されていることや、飛散物保護カバーが装着されていることを確認しましょう。
- 草刈機の安全な使用
 - ・ 安全な使用方法を習得した作業員が行いましょう。
 - ・ 火災の恐れがあるので、エンジンを始動する場合は、給油場所から3m以上離れましょう。
 - ・ 作業の中断や移動する際にはエンジンを切って、刃の回転が止まっている事を確認してから移動しましょう。
- 作業間隔の確保
 - ・ 複数で作業を行う場合は、15m以上間隔を置き、接触事故を防止しましょう。
- 休憩の確保
 - ・ 振動とエンジンの騒音で想像以上に疲労がたまるので、時間を区切ってこまめに休憩をとりましょう。
- 草刈り作業への合図
 - ・ 草刈機は騒音が大きいため、作業中に声をかける際には、鏡や笛を用いて遠くから合図しましょう。

②鳥獣被害の防止に係る電気柵施設における安全確保

平成27年度、鳥獣被害防止のために設置された電気柵に起因する死傷事故が発生しました。

電気柵の施設に当たって、電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)における感電防止のための適切な措置を講じることが必要です。

ポイント!

- ・ 活動等を行う前の現地確認!
- ・ 方が一に備えて連絡体制の作成と保険の加入!
- ・ 事故が起こったなら市町村担当者へ連絡!

気をつけないと...



②期変わりについて

事業年度は5年間です。

第1期	平成27年度～令和元年度
第2期	令和2年度～令和6年年度
第3期	令和7年度～令和11年年度

令和6年度は、2期の完了手続きと、3期への継続手続きを行わなければいけません。

2期 完了手続きの内容

①地域資源保全管理構想の作成

各組織で作成、総会にはかる	6年4月～7年1月
運営委員会に全体分をはかる	7年3月
町に提出	7年3月

②2期の活動計画書の最終変更

運営委員会にはかる	7年3月～7年4月
町に提出	7年3月～7年4月

3期 継続手続きの内容

①3期の活動計画書の作成

各組織で作成(様式あり)(事務局も手伝います)、総会にはかる	6年4月～7年1月
--------------------------------	-----------

※取り組むと、11年度まで必ず組織を継続させないといけないので、3期に取り組むか慎重に吟味してください。

取り組まないという選択肢もあります。

※対象農地も慎重に検討して下さい。次ページ参照

運営委員会に全体分をはかる	7年3月
町に提出	7年3月
町から認定を受ける	7年3月31日までに。

※町から認定を受けないと、3期の支出が出来ません。

3期の支出は、4/1保険掛け金から始まるので必ず3/31までに認定を受けないといけません。

以下は2/27代表者会議の資料です。

多面的機能交付金

令和 6 年 2 月 27 日

3期対策(令和7年度以降)からの対象農地の決定について
以下のスケジュールを進めますので、よろしくお願いします。

令和 6 年	4月～5月	<p>点検・機能診断、計画策定の際にあわせて行ってください。 別紙 令和5年度 現地調査 回答書の作成。 令和5年度の現地調査で指摘された農地を回り 役員会を開催し、 回答書を作成する。 ※↑用紙は [] から、代表様へお渡しします。</p> <p>※令和5年度現地調査で指摘がなかった組織様は 作成不要です。</p>
	6月中旬までに	<p>上記 回答書の提出。 代表様は [] へ提出ください。 [] は町へ提出。</p>
	8月	上記回答書をもとに、町が現地調査実施。
	9月	<p>現地調査の結果、町が除外した方がいいと判断した 農地を除外します、という通知を、 [] より代表様へお渡ししますので 役員会を開催してください。</p>
	9月末までに	上記の役員会の結果、外さないでという要望などあれば 教えてください。
	10月中旬までに	令和7年度の対象農地を 決定します。